

**連結納税グループ内の合併等で引き継いだ未払(未収)連結法人税個別帰属額
がある場合の連結親法人での利益積立金額の調整入力の方法**

< 事例 >

1. 連結子法人 S 1 が吸収合併(適格合併)した連結子法人 S 2 の未払連結法人税個別帰属額 300 万円を、S 1 が引き継ぎ、当該金額を支払った。
受払額(C) = 300 万円
2. 連結子法人 S 1 に、中間申告時に未払連結法人税個別帰属額 200 万円が発生したが、確定申告時に当該個別帰属額の受払いを行っていない。

【実際の個別帰属額の受払額の受払額・未決済額】

	引継(発生)額	受払額	期末未決済額
引き継いだ連結法人税個別帰属額 (A)	3,000,000円	3,000,000円	0円
中間申告時の連結法人税個別帰属額 (B)	2,000,000円	0円	2,000,000円

【eConsoliTaxで判定した個別帰属額の受払額・未決済額】

	引継(発生)額	受払額	期末未決済額
引き継いだ連結法人税個別帰属額 (A)	3,000,000円	1,000,000円	2,000,000円
中間申告時の連結法人税個別帰属額 (B)	2,000,000円	2,000,000円	0円

当金額を親法人の利益積立金額に「未収連結法人税個別帰属支払額」として計上

【連結親法人の別表5の2(1)付表1】

区分	期首現在連結 個別利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在連 結個別利益積立金
		減	増	
未収連結法人税 個別帰属支払額	3,000,000	3,000,000	中間 0	0

中間申告の連結法人税個別帰属額の未決済額(2,000,000円)が表示されないため、調整入力が必要となります。

- (1) 上記のような事例の場合、以下の と の金額に差額が生じるため、連結親法人の利益積立金額が、過大又は過少に計算されます。

システムで自動計算した「中間申告の連結法人税個別帰属額の受払額」()

中間申告時の連結法人税個別帰属額(B)と連結法人税個別帰属額の受払額(C)のいずれか小さい金額です。

中間申告の連結法人税個別帰属額(B)の実際の受払い額

- (2) そのため、上記(1) と の差額を、連結親法人のメニュー「401. 当期純利益・租税公課納付状況等の入力」の「連結法人税個別帰属額等」RPの「未払連結法人税個別帰属受取額 - 適格合併等」欄又は「未収連結法人税個別帰属支払額 - 適格合併等」欄で入力してください。

【前ページの事例に基づくメニュー401の「連結法人税個別帰属額等」R Pの入力例】

連結親法人のみ入力	未払金(各法人との連結法人税個別帰属受払額等)		内訳	別表4の2付表				
				適格合併等				
	未収入金(各法人との連結法人税個別帰属受払額等)	△	内訳	別表4の2付表	△		△	△
				適格合併等	△			
	未払連結法人税(個別帰属受取額等)	△	内訳	個別帰属額届出書	個別帰属額の支払額の合計		△	
				適格合併等				
	未収連結法人税(個別帰属支払額等)	3,000,000	内訳	個別帰属額届出書	個別帰属額の支払額の合計			
				適格合併等	2,000,000		3,000,000	



以下の と の差額（200万円）を「未収連結法人税個別帰属支払額等」に入力します。

システムで自動計算した「中間申告の連結法人税個別帰属額の受払額」（（B：200万円）と（C：300万円）のいずれか小さい金額）

中間申告の連結法人税個別帰属額の実際の受払額（0円）

「中間申告の連結法人税個別帰属額の発生額」が、プラス（個別帰属額の受取）の場合は「未払連結法人税個別帰属受取額等」に、マイナス（個別帰属額の支払）の場合「未収連結法人税個別帰属支払額等」に入力します。

以 上